火力発電設備に関する再発防止対策 行動計画

実施項目	主なアクションプラン	実施部署・	18年度	. =						年度					
意識面(しない風		対象箇所 等	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
「企業倫理遵守に 1 関する行動基準」 の規定内容の充実	改定原案を作成し、イントラネットで周知 第一線職場の声をはじめ、社内から広く意見を募集し、修正した原案を 企業倫理委員会で審議 新たな行動基準を制定・公布し、社内説明会を開催 (宣誓書署名の周知とあわせて実施) 各職場において、新たな行動基準の理解活動を実施 行動基準の冊子を作成し、配布 行動基準を活用した研修の実施	(実施)総務部 (対象)役員・全社員	原案周3/末	知 企業倫理					/下) 冊子の配		研修の実施				
	【仕事の基本の徹底に関する e ラーニングの実施】 -1 仕事の基本の徹底に関する e ラーニングの作成 -2 全社員が e ラーニングを受講 -3 各職場でのグループ討議を実施	(実施)総務部 (対象)全社員			e ラー	ニング作品	ţ.		グルー	ング受講 プ討議					
	【技術者倫理に関する e ラーニングの実施】 -1 設備部門対象とした e ラーニングの作成 -2 設備部門の全社員が e ラーニングを受講 -3 各職場でのグループ討議を実施	(実施)総務部 (対象)設備部門			e ラー	ニング作品	ţ		/下 配信 e ラーニ グルー	ング受講プ討議					
ᅁᄜᅑᅼᄝᇝᄔᅶᄴ	【管理職に対する研修】 -1 管理職に対する研修を必修化し、各企業倫理担当へ実施を依頼 -2 役割に応じて求められるケース・メソッド等の研修を実施	(実施)総務部 (対象)管理職	3/2	3 実施依頼			各職場に	おける管理	職への研修	-	上期分の乳	€績報告			
部門・職場の特性 等を念頭においた 企業倫理研修の充 実	いた	(実施)総務部 (対象)全社員	作成依頼 本店 作成依頼	D 	━━━●	6/中~	トラ掲載 イントラ掲	載	事例集を	活用した研	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
	火力部門技術者倫理研修プログラムの継続実施	(実施)火力部 (対象)火力部門		● f入社員研修	<u>.</u>			●管理者研		● ● 研修 管 ³		ŧ	● 技術認定対象	象者研修 管	● 理者研修
	【保安教育の強化】 -1 法令教育プログラムの整備・導入 -2 技術教育プログラムの整備・導入	(実施)火力部 (対象)火力部門	法令教育	● 「入社員研修 育の具体的実 育の具体的等	€施方法・						研修実施研修実施				
企業倫理遵守に関 3 する宣誓書への署 名	署名の具体的な実施方法を策定し、企業倫理委員会で審議 宣誓書の署名について全社員に周知し、社内説明会を開催 (行動基準の周知とあわせて実施) 各職場において、新たな行動基準の理解活動を実施 行動基準を十分理解した上で、役員・社員一人ひとりが宣誓書に署名 署名の状況を、データベースに登録	(実施)総務部 (対象)役員・全社員	具体的実施	4/24 充	寸 5/下 一 ● 行	大動基準の行動 上 宣誓書所 各職場	各職場に 配布 こおける宣	、社内説印 おける行動 誓書署名・ のデータ/	基準の理算 提出						

安佐语口	++>¬+>¬+>,	実施部署・	18年度	<u> </u>					1 9	年度					
実施項目	主なアクションプラン	対象箇所 等	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		11月	12月	1月	2月	3月
4 部門間、事業所間 の人材交流の推進	異動方針を周知し、各部門との調整後、異動を実施 人材交流実施後のチェック&フォローの実施	(実施)労務人事部 (対象)工務部門 火力部門 原子力部門等	異動方	針周知 関係	系各部との	周整	7/1 動実施		必要に応	じて適宜実	施	&フォロー			
5 トップマネジメン トによる意識付け	【火力部門全員に対する一層の意識付け】 -1 火力部長から火力部門全員に対する電子メール発信 -2 火力部長の全発電所巡回 -3 経営層の店所巡回	(実施)火力部 (対象)火力部門	電子メ・	● 	火力部長全勢 										
 仕組み面(させ ⁷	」 Sい仕組み)の対策														
	【点検結果の規程・マニュアルへの反映】 今回の発電設備に関する点検結果を規程・マニュアルへ適切に反映 (データ取扱いルールと業務運営実態の整合確認および必要に応じ たマニュアル見直し等)	(実施)火力部 (対象)火力部門		_	意見照会		制定 6月末 以改定作業								
月 規程・マニュアル の充実	【規程・マニュアルのレビューの実施】 -1 本店及び店所・第一線職場において、規程・マニュアルのレビューを実施 -2 レビューの結果を踏まえ、規程・マニュアルの制改定を実施	(実施)品質・安全監査部 (対象)全社		4/13 ユーの実施 4/23 ユーの実施		6/14	定作業(本			施状況報台					
	【規程・マニュアル遵守意識をより高揚させるための教育の実施】 -1 規程・マニュアル遵守についての e ラーニングの作成 -2 全社員が e ラーニングを受講 -3 各職場でのグループ討議を実施	(実施)品質・安全監査部 (対象)全社員			e ラ-	ニング作	成	8		ング受講					
管理者のマネジメント力向上による2ライン業務の管理の徹底と内部統制の充実	業務の基礎となるラインによるチェック機能を強化をするための管理 者教育を充実	(実施)火力部(対象)火力部門		具体的実	施方法・内	容の検討			グルー	という。	研修実施				
の内部監査機能の強	【再発防止対策の実施状況の確認】 - 1 本店各部におけるの実施状況を監査部門が監査 - 2 店所・第一線における実施状況を監査部門が監査	(実施)品質・安全監査部 (対象)全社 (原子力部門除く)				4	店各部にる	おける実施	状況を確認		店所・第	一線におけ	る実施状況	兄を確認	
化・充実		(実施)火力事業所 (対象)火力事業所 火力発電所					火力	事業所によ	3実施状況	確認および	実効性評価	<u></u>			
総点検結果を踏ま 4 えた水平展開の実 施	【技術基準適合性の未確認事案の点検】 実施方法の検討と点検の実施 点検結果の取り纏めと報告	(実施)火力事業所 (対象)火力事業所 火力発電所	具体	的実施方法	め検討			点検の乳	実施	甲	り纏め報告				

実施項目	主なアクションプラン	実施部署・	18年度							年度							
	」 当す仕組み)の対策	対象箇所 等	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1 定期的な業務総点 検の実施・定着	【業務総点検の実施】 -1 全員参加のグループ討議によるコミュニケーションとディスカッションを実施 -2 洗い出されたリスクについて、対策を検討し、確実な改善を実施	(実施)火力部 (対象)火力部門	具体的		店所訪問	総点検開対		約本店集	か 9/中		員会へ報告		業務	総点検を毎	年実施		
設備のトラブルや 2 不具合を管理する 仕組みの充実	【不具合管理の仕組みの充実】 -1 既存のシステムを活用し、不具合防止を徹底 -2 さらなる情報共有を図るため、既存システムを再構築 -3 新システムを活用した不具合管理を実施するとともに、随時、課題 事項をフォロー	(実施)火力部 (対象)火力部門			基本方	針策定	R	ステンステン ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		用開始 -● 10	新シ	ステムを活 	用した不具 Dフォロー	.合管理			
業務プレッシャー 等から第一線職場	第一線職場		各企業倫		策定 6/上	取り組み状	配布 ● 社報^	掲載	e ラーニ: 適宜、企		4へ相談して	す いよう ፤	 環境を整備				
3 が抱える悩みを軽 減するためのサ ポートの強化			=	ミュニケ・	ション活動	動 コミ:	ュニケーシ	ョン活動		·	コミュニケ	 →ション活	h 動 コミ	ュニケーシ	/ョン活動		
	【法令・技術のサポート強化】 -1 法令・社内規程の解釈について第一線現場をサポートするために、本店火力部に火力保安グループを設置するなどサポート体制を強化 -2 発電所のニーズに応じた火力エンジニアリングセンターによる技術的的課題に対するサポートの強化を行うため、事業所・発電所との協働により、幅広く強化策を検討・実施		具体	めサポー	ト体制の検	1	● 7/1 - ト開始										
第一線職場支援の	本店に「法務室」を設置 法律相談受付ラインの整備	(中性)(松致如	体	制の決定		7/1 「法務	室」設置	新法務	体制								
ための法務・コン プライアンス機能 の強化	法務室が全事業所に赴く「出前法律相談」の実施 法律関係手引書の充実 法務担当者の人材交流の拡大(19年度以降、順次実施)	(実施)総務部 (対象)全社、総務部							● - 受付ライン ン)の新設		出前沒	は 律相談の	実施			事案の水平 係手引書の	
再発防止対策の実施状	」 代況の確認と対策の見直し・改善																
再発防止対策の実施状 況の確認、効果の検 証、見直しの実施	再発防止対策の実施状況について、本店各部が自部門の検証を実施 監査結果について、評価の具体的な実施方法の検討を踏まえ、再発防止 対策の効果の検証も含めて、再発防止策検討部会に報告 検証結果を踏まえ再発防止対策の継続的な見直しを実施	(実施) 各部門 品質・安全監査部 (対象)全社 (原子力部門除く)		——— 評価	の具体的実	施方法検討	・立案						本店各部		3 /下 —— • 確認 報告		

	実施項目	主なアクションプラン	実施部署 ・ 対象箇所 等	4月	! 5月	! 6月	! 7月	! 8月		年度	! 11月	112日	1月	! 2月	3月
紀	済産業省指示事項(30項目)に対する行動計画			.,,	1	1	1	1			1	/ 3	1	1 -/3	
	保安規程の変更命令(電事法第42条第2項) 				5/7										[
	b . 主任技術者の職務に記録を点検し、その内容を確認することを 追加すること。			保安規 	程変更命	令 変更の検討	t e								
:	実施について「必要に応じて」、「原則として」といった曖昧な記述を削除し、計画的に実施すること。	保安規程の変更命令に基づき、保安規程を変更す る。 合わせて、社内規程・マニュアル類の改定を行う。	水力・火力				保安規程変		・マニュフ	ル類の改	定				
	d . 工事計画の届出を必要とする工事に該当するか否かを確認し、 届出を行う必要がある場合には、電気事業法の規定に基づいて届出 を行う手続きが取られたかどうかを確認するための手続きを設ける こと。									独立性を	確保した電	気主任技術	析者の配置	や保安教育	の実施等
	e . 作成し保存すべき記録について、適正に記録し、適切に管理することを確実にすること。														
	電力会社の再発防止対策に係る行動計画の策定 再発防止対策を具体的に実現していくため、時間軸の入った行動計 画を策定し、説明責任を明確化し、情報公開に取組む。	再発防止対策を具体的に実現していくために、行動計画を策定。 実施状況の公表を含め、説明責任の明確化や情報 公開に向けた取り組みの実施。	全部門共通	「行	 動計画」 一 行動計画	素策定・レ 素改定・レ な定・レ で定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・									
					_		;	↑行動計画 多次、地域			対策の実行 を説明	・実施状	況の確認・	計画の見頭	īυ
2	水力・火力分野における立入検査の実施(電事法第107条) 1 技術基準の適合状況の確認の観点から立入検査を実施する 49水力発電所,東扇島2号機,広野火力1号機	立入検査を受検する。	水力・火力					立入検査	 受検						
2	っする仕組みとするよう改善すること。	電事法施行規則の改正に対応し、保安規程を変 更する。 合わせて、社内規程・マニュアル類の改定を行 う。	水力・火力	保安院	の取組結り	果を踏まえ	て対応を検	意討し実施。電事法	● 施行規則(つ改正					
2	運営するよう改善すること。 法令、技術に対する確実な教育訓練の徹底(水力・火力) 必要な法令と技術の双方の観点から、確実な訓練を徹底する。		水力・火力	経済産	 - 	事項(30	項目)に対	する行動詞	†画の項目	2 . c にi	i	による実施	を 状況確認		
	電気主任技術者等の役割の強化(水力・火力)		水力・火力	経済産	 業省指示 	! 事項(30 !	 項目)に対	する行動詞	十画の項目	2 . a にi	<u> </u>				
	4 電気主任技術者等の独立性を確保、責任と権限を持たせる。 										保安院	による実	施状況確認	3	
2	火力、水力分野に係る規格基準の見直し ・安全規制に関する規格・基準について最新知見を適宜反映し、実 5 状を踏まえた、分かりやすく、使いやすいものに見直していく。 ・特に、発電用水力設備に係る技術基準については、河川法との整 合化を図る。		水力・火力	保安院	の取組結り	果を踏まえ	て対応を検	討し実施。							

実施項目		主なアクションプラン	実施部署 ・													
	关心块口	土はアグラョンフラン	対象箇所 等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	: 3月	
3	吹門を扱うた取組みの強化(水力・火力)	電気、制御設備については、既に工務・火力・原子 力技術連絡会、制御技術連絡会等において情報共有 を行っているが、これまで以上に事故トラブルの未 然防止や信頼性の向上に寄与できるよう、運営方法			組織	運営方法	等の検討	一ル化								
6	部門を超えた取組みの強化(水力・火力) 電力会社における部門間の情報共有、部門をまたがる問題への対応	の改善を図っていく。	水力・火力				↑エトジンル	一ル化				<u> </u>				
ĺ	能力の強化する。	 今回の総点検で設置した発電対策部会及び再発防止	373 743						部門	間情報共	有の実践					
		対策部会を当面存続させ、部門をまたがる問題について対応していく。									保安隊	による実施	色状況確認			
					•											
	他社、他産業から得られた教訓の的確な反映(水力・火力)	電力会社間の情報共有を進め、他産業から得られた知見を活用する仕組みとして、電事連に「事故情報連絡会」を設置し、半期に1回程度開催する。			事故情報	連絡会(「	電事連)設 	置								
27	電力会社間等の情報共有を進めるとともに、他産業から得られた知		水力・火力					N/ #81-		/					:	
	見を的確に活用する仕組みの構築する。				į		į	半期に一	回程度開	惟	į	i !				
											保安隊	による実績	 也状況確認			
1	保安規程等を遵守するための仕組みの検討(水力・火力)		-14-	保安院(の取組結果	を踏まえ	て対応を検	討し実施。								
28	『業者が保安規程やその内部運用規定、マニュアル等も含めた保安 に係る諸規定を確実に遵守するための仕組みの検討する。		水力・火力		<u> </u>											
Į	事業者における保安活動を外部評価する仕組みの検討			保安院。	の取組結果	を踏まる	て対応を検	討し宝施								
29 	事業者における保安活動が諸規定に則して適切に行われているかに ついて、外部評価を行う仕組みの導入について検討する。		水力・火力	I INC.												
	水力、火力分野に係る申告処理の充実強化 水力・火力分野に係る申告処理の充実強化について検討する。		水力・火力	伊宁哈	○Ⅲ4□4± 甲	女 吹 士 =	てからをや									
30					の取組結果	で始まん	- 対心を使	(引し夫他。				İ				
					İ	i	į	į	į	i	İ	į	i i		İ	

	実施項目	主なアクションプラン	実施部署・ 対象箇所 等	19年度 第 4月 : 5月 : 6月 : 7月 : 8月 : 9月 : 10月 : 11月 : 12月 : 1月 : 2月 : 3月										
経済	産業省指示事項(平成19・04・18原第42号)に対する行動計画		八月八日八八	173 373 373 773 373 1073 1173 1273 173 273										
	水力・火力分野		_											
	(1)法令、技術に対する確実な教育訓練の徹底			経済産業省指示事項(30項目)に対する行動計画の項目2.cに記載。										
2	(2)各部門間の情報共有		水力・火力	経済産業省指示事項(30項目)に対する行動計画の項目26に記載。										
	(3)電力会社間での情報共有等			経済産業省指示事項(30項目)に対する行動計画の項目27に記載。										

実施項目	I	主なアクションプラン	実施部署 ・ 対象箇所 等	19年度 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月
行政処分に対する行動計画				
2 保安規程の変更命令			水力・火力	経済産業省指示事項(30項目)に対する行動計画の項目2に記載。